

消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱

平成28年5月2日消防消第73号
最終改正 令和3年4月1日消防消第71号

(通則)

第1条 復興庁設置法(平成23年法律第125号)第4条第2項第3号ハにより復興庁から配分された消防防災設備災害復旧費補助金(以下「設備復旧補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第128号)、復興庁設置法、復興庁設置法第4条第2項第3号イ及びロの事業を定める政令(平成24年政令第25号)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 設備復旧補助金は、東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合が行う同法第7条の消防の用に供する施設の復旧に要する経費について補助することにより、消防防災設備の整備を促進することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 設備復旧補助金の交付の対象となる消防防災設備(以下「補助対象設備」という。)は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備の規格)

第4条 補助対象設備の規格は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象設備は、新規製品でなければならない。ただし、既に整備済みの設備が前項の規格の一部を満たす場合及び復旧の必要がある既存の消防防災設備を修繕することにより当該消防防災設備が前項の規格を満たす場合は、この限りでない。

(補助事業の対象者)

第5条 設備復旧補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、特定被災地方公共団体並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合とする。

(補助対象経費)

第6条 設備復旧補助金の補助対象経費は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、第4条第2項ただし書の規定による修繕を行う場合は、当該修繕費を補助対象経費とする。

(補助率)

第7条 設備復旧補助金の補助率は、復興庁から配分された予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内とする。

(交付申請)

第8条 設備復旧補助金の交付の申請をしようとする地方公共団体は、交付申請書を、都道府県にあっては消防庁長官に、市町村(市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)にあっては、都道府県知事を経由して消防庁長官に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
 - (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
 - (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。
 - (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第5のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。
- 3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第3による補助金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

（補助金交付調書）

第9条 都道府県知事は、前条第3項の補助金交付調書を設備復旧補助金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

（交付の決定等）

第10条 消防庁長官は、第8条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、設備復旧補助金の交付を適当と認めるときは、設備復旧補助金の交付を決定するとともに交付の申請のあつた地方公共団体に対して交付決定の通知をする。

- 2 設備復旧補助金の交付の決定を受けた地方公共団体（以下「補助事業者」という。）が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

（交付の条件）

第11条 適正化法第7条及び交付規則第4条の規定に基づく交付条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第4（ウについては別記様式第5）により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

ア 補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合

イ 補助対象設備の配置又は設置場所を変更する場合

ウ 第4条に定める規格の一部を変更する場合

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。

- (1) 同一の市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下同じ。）内において補助対象設備の配置又は設置場所を変更する場合

- 3 補助事業を中止又は廃止する場合においては、別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。

- 4 補助事業が交付申請書に記載した補助事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他の場合は都道府県知事（都道府県が補助事業者である場合は、消防庁長官。以下第7項、第12条第2項、第13条、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第17条、第18条第1項及び第5項並びに第21条第3項において同じ。）に、別記様式第7により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

- 5 設備復旧補助金により購入した消防艇については、その配置場所へ原則として5分以内に到達し得る範囲内に、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条に定める資格を有する者を置かなければならない。

- 6 設備復旧補助金により取得した補助対象設備は、補助事業完了後においても設備復旧補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。

- 7 都道府県知事は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認め

られた場合において、適正化法第7条第2項の規定に基づき、設備復旧補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した設備復旧補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

- 8 都道府県知事は、第1項又は第3項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第9条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

- 2 前項の取下げは、都道府県知事に申し出ることによって行うものとする。

- 3 都道府県知事は、前項の申出があったときは速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、設備復旧補助金の公正かつ効率的な使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条及び交付規則第6条の規定に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第14条 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者が設備復旧補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第1項及び第2項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき実績報告書を別記様式第8により都道府県知事に正本1部を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、別表第5に掲げる書類を添付すること。ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第16条 実績報告書の提出期限については、適正化法第14条前段の場合にあっては、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日までのいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

第17条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、補助事業の成果が設備復旧補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第18条 都道府県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに設備復旧補助金の額の確定を行い補助事業者に別記様式第10により通知しなければならない。

- 2 設備復旧補助金の確定額は、補助事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第7条に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 都道府県知事は第1項の設備復旧補助金を確定し補助事業者に確定通知を行うときは、

第9条に定める補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

- 4 設備復旧補助金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 5 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、補助金交付調書と共に保管しなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県における最終の設備復旧補助金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(補助金の返還の期限)

第19条 設備復旧補助金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、設備復旧補助金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、設備復旧補助金の額の確定の通知の日から20日以内とする。ただし、設備復旧補助金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本条の期限により難しい場合には、設備復旧補助金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第20条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、補助対象設備のうち、単価50万円以上のものとする。

- 2 補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した財産を設備復旧補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第8条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第22条の規定に基づき、都道府県にあっては消防庁長官の承認を、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該設備を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。
- 4 消防救急無線設備及び防災行政無線設備のうちアナログ通信方式によるもの(以下「アナログ無線設備」という。)を補助事業により取得した財産の管理者が、第1項に規定する期間内に当該アナログ無線設備を処分しようとする場合には、残存価値額(処分する設備に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額をいう。)及び前項の収入を、デジタル通信方式による消防救急無線設備及び防災行政無線設備の整備に充てることを条件として、適正化法第22条の規定にかかわらず、国庫納付を要しないこととする。

(補助事業及び補助事業により取得した財産の承継等)

第21条 当該年度の補助事業のほか、前年度の補助事業により取得した財産の管理者の変更については、都道府県にあっては消防庁長官に、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

- 2 当該年度若しくは前年度の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更(同一の市街地又は準市街地内において変更する場合を除く。以下同じ。)については消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前々年度以前の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については、当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。
- 4 都道府県知事は前条及び前3項の処分等があった場合には、第8条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(補助事業の検査等)

第22条 補助事業は、補助事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうち完了するものとし、補助事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

- 2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき設備復旧補助金に係る

予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

- 3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 13）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第 23 条 第 4 条に定める規格以外のもの（基本設計の変更を要するものを除く。）を補助対象設備に付加するときは、補助対象事業に係る部分と補助対象事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第 15 条に定める実績報告書に添付するものとする。

- 2 基本設計の変更を要するようなものを補助対象設備に付加することはできない。

第 24 条 補助対象設備の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 23 年 5 月 2 日消防消第 73 号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、東日本大震災の発生後に開始された事業から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日消防消第 89 号）

- 1 この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 23 年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日消防消第 78 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 25 年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 8 日消防消第 73 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 27 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 1 日 消防消第 52 号）

- 1 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 30 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 1 日 消防消第 65 号）

- 1 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 30 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 消防消第 71 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。
- 2 令和 2 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別表第1

	補助対象設備
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇

26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム（J-ALERT）
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）
40	その他の消防の用に供する設備

別表第2

第1 消防ポンプ自動車

消防ポンプ自動車の規格は次によらなければならない。

- 1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
また、車体の艤装材料は、JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G 3101（一般構造用圧延鋼材）又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用していること。
- 3 ポンプの艤装材料は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）の規定に適合するものであること。また、ホースの結合用ネジ部の艤装材料は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）の規定に適合するものであること。
- 4 ポンプ性能は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第21条に規定する級別によるものとし、駆動エンジンが工率74kw（100ps）以上のものにあつてはA-2級以上、駆動エンジンが工率74kw（100ps）未満のものにあつてはB-1級以上であること。
- 5 ボール式コック付75mm（A-1級ポンプを装備するものにあつては75mm又は90mm）の吸水口が設けられ、吸水口には75mm（A-1級ポンプを装備するものにあつては75mm又は90mm）エルボが取り付けられていること。
- 6 ボール式コック付65mmの放水口及び中継吸口が設けられていること。
- 7 艤装材料の厚さは次によるものとし、フロアステップ、バンパー上部、リヤフェンダー上部及びその他必要とする部分はしま鋼板であること。
 - (1) 側板 I型 1.6mm以上 II型 2.0mm以上
 - (2) サイドエプロン 1.2mm以上
 - (3) フェンダー 1.0mm以上
 - (4) ホース延長用資機材昇降用レール 4.5mm以上
- 8 車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。
- 9 乗車定員は5名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 10 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり及び安全帯を設けてあること。
- 11 消防専用電話装置（電波法（昭和25年法律第131号）の型式検定に合格したもの又は無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の基準に適合するものに限る。以下同じ。）を備えていること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- 12 ホース延長用資機材、動力昇降装置及び積載ホース30本を装備すること。ただし、これらの装備を備える必要がないと認められる場合には、これらの一部又は全部の装備を備えないことができる。
- 13 ホース延長用資機材の車体への固定は安全確実で、かつ、迅速に取り付け、取り外しができるものであること。
- 14 資機材及び器具の収納に必要な格納箱等を設けてあること。
- 15 蓄電池の容量は、12V-100AH又は24V-100AH以上であること。
- 16 取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。
 - (1) ポンプ圧力計
 - (2) ポンプ連成計
 - (3) エンジン回転計
 - (4) エンジン油温計
 - (5) 赤色警光灯

(6) 電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。以下同じ。）

(7) 照明灯

(8) 後退警報器

(9) 標識灯

17 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

(1) 電動サイレン

(2) 真空計

(3) ポンプ回転計

(4) 流量計

(5) 積算流量計

(6) キャブチルト装置

(7) オイルパンヒーター

(8) ポンプアンダーカバー

(9) 不凍液注入装置

(10) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ

(11) 作業灯

(12) 車外無線送話機取出口

(13) 放水銃

(14) その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

18 積載品及び附属品は別表第4によることとし、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装備を備えてあること。

19 必要に応じて、動力付ホース延長用資機材、吸管巻取装置、積載はしご動力昇降装置、寒冷地特有の装置（艤装を含む。以下同じ。）、放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。以下同じ。）並びに空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置等を装備することができるものであること。

第2 水槽付消防ポンプ自動車

水槽付消防ポンプ自動車の規格は、第1の1から11まで及び13から18までによるほか、次によらなければならない。

1 水槽の艤装材料は、次による厚さの鋼材（J I S G 3101）又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

(1) 側板 4.0 mm以上

(2) 底部 6.0 mm以上

(3) 上部 4.5 mm以上。ただし、上部を通路とするものにあつてはしま鋼板であること。

2 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効な防波板を設けてあること。

3 水槽内部は清掃、塗替等に便利な構造であること。

4 水槽にはオーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。

5 水槽は、ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。

6 動力昇降装置及び積載ホース30本を装備すること。ただし、これらの装備を備える必要がないと認められる場合には、これらの一部又は全部の装備を備えないことができる。

7 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

(1) ブースタリール

(2) 水タンクヒーター

(3) ローラージャッキ

(4) 自衛噴霧装置

8 必要に応じて、動力付ホース延長用資機材、吸管巻取装置、積載はしご動力昇降装置、寒冷地特有の装置、放射線防護用資機材、空気呼吸器、予備ポンペ及びそれらの取付装置並びに圧縮空気泡消火装置等を装備することができるものであること。

第3 化学消防ポンプ自動車

1 化学消防ポンプ自動車（2の大Ⅰ型及び3の大Ⅱ型を除く。）

化学消防ポンプ自動車のうち、大Ⅰ型及び大Ⅱ型以外の化学消防ポンプ自動車の規格は、第1の1から5まで、7の(1)から(3)まで、8から11まで、14から17の(12)まで、17の(14)及び18並びに第2の1から5まで及び7の(1)から(3)までによるほか、次によらなければならない。

- (1) 65 mm（A-1級ポンプを装備するものにあつては65 mm又は75 mm）放水口及び65 mm中継吸口が設けられ、それぞれボール式コック付であること。
- (2) 泡消火薬液槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び液漏れのない構造とし、薬液槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。
- (3) 泡消火薬液槽は、板厚3 mm以上のステンレス鋼板（J I S S U S 316）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するもので造られた密閉型で、必要に応じ内部に完全な間仕切りを設けるものとし、泡消火薬液が流動する部分の配管のうち、直管はステンレス（J I S S U S 304）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものとし、その他の配管の部分及び接手、弁等並びに混合液の流動する部分は、腐食し難い材料で造られ、又は腐食に耐え得るように被覆してあること。
- (4) 泡消火薬液槽は内部の清掃に便利な構造であること。
- (5) 泡消火薬液槽には、泡消火薬液注入口、通気管、泡消火薬液の取出し口及び液量計を設け、底部に排液口を設けてあること。
- (6) 泡消火薬液混合装置は、泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあつては手動でも操作できる構造であること。
- (7) 泡消火薬液混合装置は洗浄が容易にできるものであること。
- (8) 泡消火薬液圧送用ポンプのあるものについては、当該ポンプの配管に安全弁を設けてあること。 r 5
- (9) 自衛噴霧装置が設けてあること。

2 化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型

化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年自治省令第17号)並びに第1の1から3まで、11及び18並びに第3の1の(4)から(8)までによるほか、次によらなければならない。

- (1) 吸水口は100 mmボール式コック、90度吸口エルボ付とし、1個ずつ車両両側に設け、呼水装置が設けてあること。
- (2) 呼水装置は吸水高3 mの状態において吸水量が毎分1.5 m³のときバルブを全開しても落水せず、90秒以内に揚水を完了できること。
- (3) 中継吸口は75 mmボール式コック付とし、1個ずつ車両両側に設けること。
- (4) 泡消火薬液吸液口は65 mmボール式コック付とし、1個ずつ車両両側に設けること。
- (5) 放水口は65 mmとし、3個ずつポンプ部両側に設けること。
- (6) 泡消火薬液槽は振動衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ0.03MPaの水圧に対して変形及び液漏れを生じない構造とし、薬液槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。
- (7) 泡消火薬液が流動する部分及び泡消火薬液混合液が流動し、洗浄が容易でない部分の配管、接手及び弁等はステンレス（J I S S U S 316）又は他の腐食に耐えるように被覆されていること。

- (8) 自衛噴霧装置が車体の左右にそれぞれ3口ずつ設けられていること。
- (9) 乗車定員は5名以上とし、安全に乗車できる座席（補助座席を含む。）を設けてあること。

- (10) 取付品及び取付装置は第1の16（(7)を除く。）によるほか、次によること。

移動投光機

3 化学消防ポンプ自動車大II型

化学消防ポンプ自動車大II型の規格は、第1の1から3まで、11、16及び18並びに第3の1の(4)から(8)まで並びに第3の2の(2)、(5)及び(6)によるほか、次によらなければならない。

- (1) シャシは次によること。

- ア エンジンは、最大出力222kw（300ps）以上であること。

- イ 後機関総輪駆動方式のものであること。

- ウ 走行中に泡放射が可能なものであること。

- (2) 次に掲げる走行性を有すること。

- ア 積車状態（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第9号の積車状態をいう。以下同じ。）で瞬間発進できること。

- イ 積車状態で平坦な舗装路面において、発進後35秒以内に時速80km以上に加速できること。

- ウ 積車状態で平坦な舗装路面において、100秒以内に2kmを走行できること。

- (3) ポンプは次によること。

水槽からの吸水により泡ターレットの泡水溶液の最大放射量及び自衛装置（噴霧ノズルを除く。）の水溶液の放射量をそれぞれ同時に放射できる能力を有するものであること。

- (4) 泡ターレットは、次により設けられていること。

- ア 可変ノズル付きのものであること。

- イ 二段切換式のものであって、筒先基部圧力が1MPaの場合において、毎分3,000L以上及び最大泡水溶液放射量の2分の1の泡水溶液量の放射ができるものであること。

- ウ 運転席上部の天蓋に設けられていること。

- エ 運転室内からの遠隔操作及び直接手動操作が可能なものであること。

- (5) 泡消火薬液混合装置は、次により設けられていること。

- ア 水ポンプで吸引及び吐出する水が泡消火薬液槽に流入しない構造であること。

- イ 清掃が容易な構造であること。

- (6) 水槽は、次により設けられていること。

- ア 次による厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

- (ア) 側板4mm以上 底部6mm以上

- (イ) 上部4.5mm以上。ただし、上部を通路とするものにあってはしま鋼板とすること。

- イ 0.03MPaの水圧に対して変形又は損傷しないものであること。

- ウ 5%以上の塩水の噴霧試験に合格する船底塗料等により防食加工が施されていること。

- エ オーバーフローパイプ（呼称65mm以上）、補給口、排水口、水量計、マンホール及び防波板が設けられていること。

- オ 清掃、塗替等が容易な構造であること。

- (7) 水槽からポンプへの給水配管は、次により設けられていること。

- ア 内径は、(3)に定める泡水溶液の放射量を放射した場合に、通過する水量に支障が生じないものであること。

- イ 緩衝措置が講じられていること。

- ウ コック又はバルブが設けられていること。

- (8) 吸水口は、90mmボール式コック付であって、吸水装置を備え付けたものとし、車両の両側に設けられていること。

- (9) 中継吸口は、65mmボール式コック付とし、車両の両側に各2個設けられていること。

- (10) 放水口は、65 mmボール式コック付とし、車両の両側に各 2 個設けられていること。
 - (11) 自衛装置は、次により設けられていること。
 - ア 車両の前面下部左右に、筒先基部圧力が 1 MPa の場合において、毎分 100L 以上の水溶液を放射できる泡ノズルがそれぞれ 1 基設けられていること。
 - イ 車両の下面前後に、筒先基部圧力が 1 MPa の場合において、毎分 50L 以上の水溶液を放射できる泡ノズルがそれぞれ 1 基設けられていること。
 - ウ 噴霧ノズルが車両の両側に各 3 個設けられていること。
 - (12) ハンドライン装置は、次により設けられていること。
 - ア 筒先基部圧力が 0.7MPa の場合において、毎分 150L 以上の泡水溶液を放射できるものであること。
 - イ ノズルは、可変ノズルであること。
 - ウ ホースは、内径が 25 mm、長さが 30m のものであること。
 - (13) 車両の両側にそれぞれ 3 本以上の消防用ホース（呼称 65）を収納できる収納箱が設けられていること。
 - (14) ポンプ室は次により設けられていること。
 - ア 天井板及び側板により区画されていること。
 - イ 吸・放水コックの補修に必要な箇所の取り外しができるものであること。
 - ウ 上部はできるだけ大きく開放でき取り外しも可能であって、手すりを設け、器具を積載できるようになっていること。
 - (15) 車両側板の切り口は、折り曲げる等負傷を防止できる措置が講じられていること。
 - (16) 乗車定員は 5 名以上とし、安全に乗車できる座席（補助座席を含む。）を設けてあること。
 - (17) 燃料タンクは、容量が動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第 21 条の A - 1 級の規格放水性能において 2 時間以上使用できるものであって、給油が側面又は上面にて行えるものであること。
 - (18) 蓄電池の容量は、20 時間率で 150A 以上であること。
- 4 化学消防ポンプ自動車には、必要に応じて、放射線防護用資機材、空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置並びに圧縮空気泡消火装置等を装備することができるものであること。

第 4 救助工作車

1 救助工作車Ⅳ型

救助工作車Ⅳ型の規格は、第 1 の 1 及び 11 によるほか、次によらなければならない。

- (1) 2 台 1 組として航空機に積載が可能であること。
- (2) 最大積載重量は、1.5 t 以上とし、乗車定員は 5 名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (3) 航空機積載時の車長は 6.3m 以内、車幅 2.4m 以内及び車高 2.7m 以内であること。
- (4) シャシは、ホイールベース 3.85m 以内、前輪及び後輪のトレッド 1.8m 以内とし、エンジン出力は 74kw（100ps）以上であること。
- (5) ボデーは、鋼板製とし、走行による振動等に十分に耐える構造であること。
- (6) 1 組（2 台）の救助工作車Ⅳ型に第 26 の救助用資機材及び第 27 の高度救助用資機材をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該救助器具を積み降ろしすることのできる堅固な固定装置を備えてあること。
- (7) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - ア 最大引張力が前方向 3 t 以上又は後方向 3 t 以上のウインチ
 - イ 屋上照明灯（ただし、積載重量等との関係で取付不能の場合は、地上 3 m 以上の高さから周囲を照らすことのできる照明灯とする。）
 - ウ 航空機による輸送のための固定用フック
 - エ 標識灯
 - オ 自動車用消火器

- カ 赤色警光灯
- キ 電子サイレン
- ク 後退警報器
- ケ 車輪止 2

(8) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

- ア タイヤチェーン 1式
- イ 車外無線送話機取出口
- ウ GPS ナビゲーションシステム
- エ 電動サイレン
- オ キャブチルト装置
- カ オイルパンヒーター
- キ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- ク その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

2 救助工作車Ⅲ型・Ⅱ型

救助工作車Ⅲ型及びⅡ型の規格は、第1の1及び11並びに第4の1の(5)及び(8)によるほか、次によらなければならない。

- (1) 最大積載量は、3.0 t以上とし、乗車定員は5名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) シャシは、ホイールベース2.8m以上、エンジン出力は74kw(100ps)以上であること。
- (3) Ⅲ型については第26の救助用資機材及び第27の高度救助用資機材を、Ⅱ型については第26の救助用資機材をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該救助器具を積み降ろしすることのできる堅固な固定装置を備えてあること。
- (4) 取付品及び附属品は、第4の1の(7)のエからケまでによるほか、次に掲げるものであること。
 - ア 最大引張力がⅢ型は前方向5 t以上及び後方向5 t以上の前後引きウインチ（ただし、積載重量等の関係で取付不能の場合は、前方向5 t以上のウインチ）とし、Ⅱ型は前方向5 t以上のウインチとする。
 - イ 吊上げ能力2.9 t以上のクレーン
 - ウ 屋上自動上昇式発電照明灯（ただし、Ⅲ型は積載重量等との関係で取付不能の場合は、地上3 m以上の高さから周囲を照らすことのできる照明灯とし、Ⅱ型は屋上上昇式発電照明灯とする。）

第5 救急自動車

救急自動車は、第1の11によるほか、次によらなければならない。

- 1 「救急業務実施基準」（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。）第9条に定める要件に適合するものであること。
- 2 車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。
- 3 車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有するものであること。
- 4 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること。
- 5 傷病者を収容する部分は、ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高が、実施基準第13条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- 6 資機材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- 7 資機材に必要な電気容量を確保できるものであること。
- 8 緩衝装置は、資機材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
- 9 十分な冷暖房機能を有すること。
- 10 サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付け消防防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適

合するものであること。

- 11 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- 12 ストレッチャー積載架台は次の機能を有するものであること。
 - (1) 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
 - (2) 左右にスライドできるものであること。
- 13 ベッドの頭部側に、座席を有するものであること。
- 14 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

品 名	数 量	備 考
メインストレッチャー	1 台	
サブストレッチャー	1 台	スクープストレッチャー等を含む。
電 子 サ イ レ ン	1 個	
赤 色 警 光 灯	2 個	
酸 素 呼 吸 器	1 式	酸素ボンベ 2 本・マスク 2 個・延長ゴム管 ・バルブ用金具等を含む。
人 工 呼 吸 器	1 式	マスク大小各 2 個を含む。
吸 引 器	1 個	
エ ア ー ウ ェ イ	1 個	大小各 2 個
開 口 器	1 個	
消 火 器	1 本	

- 15 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - (1) 電子サイレン以外のサイレン
 - (2) GPS ナビゲーションシステム
 - (3) 地域の特長により特に必要と認められるもの

第 6 はしご付消防ポンプ自動車

はしご付消防ポンプ自動車の規格は、第 1 の 1 から 6 まで、8 から 11 まで、14 から 17 の(12)まで、17 の(14)及び 18 並びに第 2 の 7 の(3)及び(4)によるほか、次によらなければならない。ただし、ポンプ装置を装備しないものについては、ポンプ等の規格について、一部これによらないことができる。

- 1 はしご付消防ポンプ自動車は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- 2 シャシは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置を装備してあること。
- 3 はしご装置は、整備しやすい構造であること。
- 4 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。
- 5 はしごの起伏、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は他の内燃機関の動力による油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。
- 6 はしごの最大起立角は、80 度以下であること。
- 7 使用範囲のいかなる位置においても、はしごに次に掲げる荷重を加えた場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。
 - (1) はしごの先端に 1,800N 以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮及び旋回を行う場合
 - (2) はしごの先端支持のできるものにあつては、全伸長状態で先端を支持し、はしごの長さ 4 m 毎に 900N 以上の荷重を加えた場合

(3) 許容積載荷重の 1.5 倍の静的な荷重を加えた場合

(4) 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{昇降機の床面積 (m}^2\text{)}}{0.25 \text{ m}^2} \times 900 \text{ N} \times 1.5$$

8 車両の安定度は、1.3 以上であること。

9 はしご装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びリーフチェーンは 5 以上、ワイヤロープは 8 以上、シリンダ類は 2 以上、ホース及びチューブ類は 3 以上であること。

10 はしごの主骨間隔は 40 cm 以上、横棧間隔は 40 cm 以下、手すりの高さは 20 cm 以上であり、横棧の踏み面は滑り止めを施してあること。

11 車両支持装置の接地圧は、ジャッキ敷板を使用しない場合において 0.9MPa 以下であり、その接地部分は 10 度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。

12 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための措置が講じられていること。

13 はしごは繰り返し左右に旋回でき、かつ、他力によってはしごが回転しない構造であること。

14 車両支持装置の張り出し距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあつては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。

15 はしごの使用条件により使用範囲の異なるものにあつては、使用条件を設定することにより自動的に使用範囲が切り替わるものであること。ただし、誤使用による危険を防止する措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

16 はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

(1) はしごの収納状態から最大地上高まで及び最大地上高から収納状態までに要する時間（車両支持装置の展張及び収納に要する時間を含む。）は、それぞれ 140 秒（規格地上高 35m 以上のものにあつては 160 秒）以内

(2) 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ 30 秒（アウトリガー装置付にあつては 40 秒）以内

(3) はしごの起立・伸長及び倒伏・短縮に要する時間は、それぞれ 90 秒（規格地上高 35 m 以上のものにあつては 110 秒）以内

(4) はしごの 360 度の旋回に要する時間は 80 秒以内

(5) はしごの傾斜の矯正及び収納に要する時間は、それぞれ 60 秒以内

17 はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。

(1) 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシ・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置
ただし、構造的に必要でないものは、この限りでない。

(2) はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしごを操作できる装置

(3) 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及びはしごが伸縮しないための伸縮防止装置

(4) はしごの起伏中、伸長中及び旋回中において、障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置

(5) はしごが使用限界に達した場合のはしごの運動を自動的に停止させる装置

(6) はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合のはしごの運動を自動的に停止させる装置

(7) はしごの傾斜角が 2 度以下の設定した角度で、はしごの運動を自動的に停止させる装置

(8) 昇降機引き上げ用ワイヤロープが切断した場合、昇降機の落下を防止する装置

(9) 緊急時の場合において、はしごの運動を速やかに停止させる装置

ただし、バスケットを設けないものはこの限りでない。

(10) はしごの背面荷重が一定限度に達した場合の警報装置

(11) はしごがキャブ、車体及びジャッキに接近した場合において、自動的に停止させる装置

ただし、規格地上高 18m未満のものにあつては、警報装置にすることができる。

(12) 車両の左右の安定度が危険な領域に達した場合に、警報を発する装置又はジャッキが浮いた場合にはしごが自動停止する装置

18 はしごは傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に 7 度以上自動的に矯正できる傾斜矯正装置が設けてあること。

19 はしごの起伏、伸縮及び旋回並びに昇降機の昇降の各操作は、次によるものであること。

(1) 作動速度の調整ができること。

(2) 誤作動を防止するため 2 動作により行う構造であること。

(3) 単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないこと。

(4) 急激に操作を行った場合でも、はしごが危険な状態にならないこと。

(5) はしごが作動範囲の限界付近に達した場合、自動的に低速になって停止すること。

(6) 昇降機がはしごの先端及び収納位置付近に達した場合、昇降機が自動的に低速になって停止すること。

20 はしごには、次の計器が装置してあること。

(1) 伸長計

(2) 起伏角度計

(3) 傾斜角度計

(4) 水準器

(5) 使用時間計

(6) 風速計

21 はしごの先端には、先端搭乗用ステップ、控え綱取付具 2 個、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火 2 個並びに照明灯が装置してあること。

22 はしごには、次に掲げる要件を備えた昇降装置が設けてあること。ただし、15m級のもの及び 25 で定めるバスケット装置が設けてあるものにあつては、この限りでない。

(1) 油圧によるワイヤ引き上げ方式とし、モーターの駆動により作動するものであること。

(2) 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが 120 cm 以上であること。

(3) 無負荷及び許容積載荷重を加えたとき、昇降に支障がなく、かつ、昇降機の手すりにあつては秒速 0.5~1.0m の範囲内、降りにあつては秒速 0.5~1.5m の範囲内であること。

(4) 乗降が容易な構造であること。

(5) 搭乗員の落下防止措置及び足の滑り出し防止装置が施してあること。

23 はしごの基底部及び先端部等には必要な照明灯が装置してあること。

24 はしごには、先端部と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。

25 はしご付消防ポンプ自動車にバスケット装置を備えることが可能な構造とすることができる。この場合においては、1 から 24 までによるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。また、バスケット装置が固定式のものである場合においては、控え綱取付具を除き、21 によらないことができる。

(1) 起伏、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及びはしごの基底部において自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。

(2) 使用範囲において、平衡装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。

(3) 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが 110 cm 以上であること。

- (4) 脱着式のバスケットは脱着が容易であり、脱落防止の措置が施してあること。
 - (5) 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃等及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。
 - (6) バスケット上と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。
 - (7) 7の(4)中「昇降機」を「バスケット」と、また、16の(1)中「140秒以内」を「180秒以内」及び「160秒以内」を「200秒以内」、16の(4)中「80秒以内」を「130秒以内」と読み替えるものとする。
- 26 はしごはその先端部分の屈折が可能な構造とすることができる。この場合においては、1から25までによるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。
- (1) 5、7の(1)、19、25の(1)及び28中「起伏、伸縮」を「起伏、伸縮、屈折」に読み替えるものとする。
 - (2) はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。ただし、ウ及びエにあつては、昇降機が屈折段まで上昇しないものを除く。
 - ア 屈折段が収納状態でない場合に、縮梯を自動的に停止させる装置
 - イ 屈折段が屈折可能範囲まで伸梯していない場合に、屈折を自動的に防止する装置
 - ウ 屈折段が収納状態でない場合に、昇降機の昇降を自動的に停止させる装置
 - エ 昇降機が屈折段にある場合に、屈折段の屈折の運動を自動的に停止する装置
 - (3) 屈折部の展開及び収納に要する時間は、それぞれ60秒以内とする。
- 27 はしご付消防ポンプ自動車には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示してあること。
- (1) 製造に関する銘板
 - (2) 主要諸元に関する銘板
 - (3) 操作に関する銘板
 - (4) 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板
- 28 10m級のものにあつては、6、17の(7)、18、19及び22を除くほか、はしごの起伏、伸縮又は旋回の各操作は、作動速度の調整ができ誤作動を防止するため、2動作により行う構造であること。また、各操作は、単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないものであること。
- 29 必要に応じて、四輪操舵方式とすることができ、また、空気呼吸器、予備ポンベ及びそれらの取付装置等を装備することができるものであること。

第7 屈折はしご付消防ポンプ自動車

屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格は、第1の1から6まで、8から11まで、14から17の(12)まで、17の(14)及び18並びに第2の7の(3)及び(4)並びに第6の2、4、8、11、12及び29によるほか、次によらなければならない。ただし、ポンプ装置を装備しないものについては、ポンプ等の規格について、一部これによらないことができる。

- 1 屈折はしご付消防ポンプ自動車は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- 2 屈折はしご装置は、整備しやすい構造であること。
- 3 屈折はしごは、関節をもって組み合わされた複数の枠組み及び枠組みの先端部に備え付けられたバスケットにより構成されたものであり、バスケットを使用範囲のいかなる位置にも移動させることができる構造であること。
- 4 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮（伸縮機構のあるものに限る。以下同じ。）及び旋回の各運動は、自動車機関の動力又は他の内燃機関の動力による油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。
- 5 使用範囲のいかなる位置においても、バスケットに次に掲げる荷重を加えた場合、屈折はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。
 - (1) 1,800N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、屈折、伸縮及び旋回を行う場合
 - (2) 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合

(3) 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{バスケットの床面積 (m}^2\text{)}}{0.25 \text{ m}^2} \times 900 \text{ N} \times 1.5$$

- 6 屈折はしご装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びリーフチェーンは5以上、ワイヤロープは8以上、シリンダ類は2以上、ホース及びチューブ類は3以上であること。
- 7 屈折はしごは繰り返し左右に旋回でき、かつ、他力によって屈折はしごが旋回しない構造であること。
- 8 屈折はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。
- (1) 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒（アウトリガー装置付にあっては40秒）以内
- (2) 屈折はしごの収納状態から最大地上高に達するまで及び最大地上高から収納状態に至るまでに要する時間は、それぞれ90秒（地上高20m以上のものにおいて130秒）以内
- (3) 屈折はしごの360度の旋回に要する時間は130秒以内
- (4) 屈折はしごの傾斜の矯正及び収納に要する時間は、それぞれ60秒以内
ただし、車両支持装置及び傾斜矯正装置を同時に作動させるもの並びに手動で傾斜の矯正を行うものを除く。
- (5) 車両支持装置及び傾斜矯正装置を同時に作動させるものの展張・矯正及び収納に要する時間は、それぞれ90秒（アウトリガー装置付にあっては100秒）以内
- 9 屈折はしごには、次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置により屈折はしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。
- (1) 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシ・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置
ただし、構造的に必要でないものは、この限りでない。
- (2) 屈折はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみ屈折はしごを操作できる装置
- (3) 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及び屈折はしごが伸縮しないための伸縮防止装置
- (4) 屈折はしごの旋回中障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
- (5) 屈折はしごが使用限界に達した場合の屈折はしごの運動を自動的に停止させる装置
- (6) 屈折はしごの傾斜角が2度以下の設定した角度で、屈折はしごの運動を自動的に停止させる装置
- (7) 緊急時の場合において、屈折はしごの運動を速やかに停止させる装置
- (8) 使用限界自動停止装置が作動しなかった場合に、車両の転倒又は屈折はしご等の破損を防止するため、二次的に設けた屈折はしごの運動を自動的に停止させる装置
- (9) 車両の左右の安定度が危険な領域に達した場合に、警報を発する装置又はジャッキが浮いた場合に屈折はしごが自動停止する装置
- 10 屈折はしごは傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に7度以上自動的に矯正できる傾斜矯正装置が設けてあること。
- 11 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の各操作は、次によるものであること。
- (1) 作動速度の調整ができること。
- (2) 誤作動を防止するため2動作により行う構造であること。
- (3) 単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各作動が相互に影響しないものであること。
- (4) 急激に操作を行った場合でも、屈折はしごが危険な状態にならないこと。
- (5) 屈折はしごが作動範囲の限界付近に達した場合、自動的に低速になって停止すること。
- 12 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及び屈折はしごの基底部分において自由に行うことができ、基底部分における操作が優先するものであること。
- 13 バスケットは次によるものであること。

- (1) 使用範囲において、平衡装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。
 - (2) 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが110cm以上であること。
 - (3) 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。
 - (4) バスケット上と屈折はしごの基底部との連絡ができる装置を設けてあること。
- 14 屈折はしごの基底部には、必要な照明灯が装置してあること。
- 15 屈折はしごには、次の計器が装置してあること。
- (1) 傾斜角度計
 - (2) 水準器
 - (3) 使用時間計
 - (4) 風速計
- 16 屈折はしご付消防ポンプ自動車には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示してあること。
- (1) 製造に関する銘板
 - (2) 主要諸元に関する銘板
 - (3) 操作に関する銘板
 - (4) 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板

第8 高発泡車

高発泡車の規格は、第1の1及び11によるほか、次によらなければならない。

- 1 シャシは、ホイールベース4m以上とし、エンジン出力は85kw(115ps)以上であること。
- 2 乗車定員は6名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 3 高発泡発生装置として固定式装置を搭載してあること。
高発泡原液と水との混合方式はラインプロポーショナー方式とし、原液及び混合液の流動する部分は腐食し難い材料で作られ、又は腐食に耐え得るように被覆されているものであり、かつ、洗浄が容易にできるものであること。
- 4 固定式装置は、口径900mm以上、長さ10mの送泡管1本を使用し、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)第2条第5号に定める泡消火薬剤を発泡した場合に、次に掲げる性能を有するものであること。

混合液吐出量	毎分約400L
スプレーヘッド元圧	約0.1MPa
発泡倍率	500倍以上
泡吐出量	毎分200m ³ 以上
- 5 高発泡原液槽は、板厚3mm以上のステンレス鋼板(JIS SUS 316)で作られた容量300L以上の密閉型とし、必要に応じ内部に防波板を設けてあること。
- 6 高発泡原液槽には補給口、底部に排液口を設け、液漏れがなく、内部の清掃に便利な構造であること。
- 7 65mmボール式コック付の中継吸口が設けてあること。
- 8 高発泡装置の運転停止時において高発泡装置及び配管の一切から排水できるドレーンコックを取り付けてあること。
- 9 ボデーは鋼板製とし、走行による振動等に十分耐えるよう堅固な構造であること。
- 10 附属品を安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装置を備えてあること。
- 11 取付品及び附属品は、第4の1の(7)のカからケまでによるほか、次に掲げるものであること。
 - (1) 連成計
 - (2) 風量指示計
 - (3) スプレーヘッド圧力計

(4) 高発泡原液量計	
(5) 発動発電機及び投光器	1 式
(6) ロープ	30m
(7) 金属はしご (二連または三連)	1
(8) 消防用ホース	5
(9) 送泡管 (口径 900 mm以上、10mリング入)	1
(10) 送泡管 (口径 900 mm、10m両端リング入)	5
(11) 送泡管 (口径 1,200 mm×900 mm レジューサー)	1
(12) 中継用媒介金具	1
(13) とび口	1
(14) おの	1
(15) 自動車用消火器 (A B C 粉末 6 kg型)	1

12 送泡管の材質は、耐熱性のものであり、取扱いに簡便な構造であること。

13 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は、第4の1の(8)のエからキまでによるほか、次に掲げるものであること。

- (1) 照明灯
- (2) 標識灯
- (3) 作業灯

第9 屈折放水塔車

屈折放水塔車の規格は、第1の1及び11並びに第8の7及び10によるほか、次によらなければならない。

- 1 シャシは、ホイールベース4m以上とし、エンジン出力は88kw(120ps)以上であること。
- 2 乗車定員は3名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 3 屈折放水塔は、関節をもって組み合わされた上部ブーム及び下部ブームにより構成したもの又は直進式ブームにより構成したものであること。
- 4 屈折放水塔の先端部に放水銃を備えてあること。
- 5 屈折放水塔の起伏、屈折、伸縮(屈折又は伸縮にあっては、屈折機構又は伸縮機構のあるものに限る。以下同じ。)及び旋回の運動は、自動車機関の動力又はこれによる油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動ができるものであること。
- 6 屈折放水塔の起伏、屈折、伸縮及び旋回の各操作は、下部ブームの基底部において自由に行うことができるものであること。
- 7 屈折放水塔は最大張出長10m以上、最大地上高15m以上の範囲で自由に運動できるものであること。
- 8 屈折放水塔装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びリーフチェーンは5以上、ワイヤロープは8以上、シリンダ類は2以上、ホース、チューブ類は3以上であること。
- 9 屈折放水塔は繰り返し左右に旋回でき、かつ、他力によって屈折はしごが旋回しない構造であること。
- 10 屈折放水塔の操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。
 - (1) 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒(アウトリガー装置付にあっては40秒)以内
 - (2) 屈折放水塔の収納状態から最大地上高に達するまで及び最大地上高から収納状態に至るまでに要する時間は、それぞれ90秒(地上高20m以上のものにあつては130秒)以内
 - (3) 屈折放水塔の360度の旋回に要する時間は130秒以内
- 11 放水銃は、棒状放水及び噴霧放水ができる構造であり、かつ、毎分3,000L以上の放水能力を有しているものであること。

- 12 放水銃の起伏、旋回の運動並びに棒状放水及び噴霧放水を遠隔操作によって行うことができるとともに、放水銃の旋回角及び起伏角は左右 45 度以上、上部ブームの延長線に対して俯角 0 度から 120 度以上の範囲内であること。
- 13 放水銃の付近に破壊装置及び自衛噴霧装置を備えてあること。
- 14 次に掲げる安全装置が設けてあること。
 - (1) 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシ・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置
ただし、構造的に必要なでないものは、この限りでない。
 - (2) 屈折放水塔が収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、かつ、ジャッキが設定されている場合のみ屈折放水塔を操作できる装置
 - (3) 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及び屈折放水塔が伸縮しないための伸縮防止装置
 - (4) 屈折放水塔の伸長中において、障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
 - (5) 屈折放水塔が使用限界に達した場合の屈折放水塔の運動を自動的に停止させる装置
- 15 屈折放水塔は傾斜地（設定された使用傾斜角以下）で使用できること。
- 16 屈折放水塔の起伏、屈折、伸縮及び旋回の操作は、作動速度の調整ができる構造であること。また、各操作は単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各作動が相互に影響しないものであること。
- 17 屈折放水塔の基底部には、必要な照明灯が装置してあること。
- 18 屈折放水塔には、次の計器が装置してあること。
 - (1) 水準器
 - (2) 使用時間計
- 19 取付品及び附属品は、第 4 の 1 の (7) のカからケまで及び第 8 の 11 の (15) によるほか、次に掲げるものであること。

管そう
- 20 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は、第 4 の 1 の (8) のエからキまで及び第 8 の 13 によるほか、その他必要な附属品であること。

第 10 大型高所放水車

大型高所放水車の規格は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 18 条第 2 項並びに第 1 の 1 から 3 まで、11、16 ((7)を除く。)及び 18 並びに第 3 の 2 の (1)、(2)、(8)及び(9)によるほか、次によらなければならない。

- 1 シャシは、ホイールベース 4.5m 以上で、ジャッキを装備していること。
- 2 中継吸水口は 75 mm 又は 65 mm 2 個ずつ車両両側に設けること。
- 3 泡を放射する筒先は左右各 15 度以上、塔の延長線に対して俯角 0 度から 120 度以上の範囲内において遠隔操作ができること。
- 4 泡を放射する筒先の自衛装置は噴霧式とし、幅射熱から有効に保護できるものであること。
- 5 塔の基底部には発動発電機、コードリール及び三脚付移動用照明灯を設けること。
- 6 放水口は 65 mm とし、2 個ずつポンプ部両側に設けること。ただし、塔に固定された導水管が設けてある場合には、放水口は 65 mm 1 個ずつポンプ部両側に設けること。
- 7 塔の構造がはしごであるものについては次によること。
 - (1) 十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
 - (2) シャシは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置を装備してあること。
 - (3) はしご装置は、整備しやすい構造であること。
 - (4) 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。
 - (5) はしごの起伏、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は専用の内燃機関の動力による油圧を持って行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。
 - (6) はしごの最大起立角は、80 度以下であること。

- (7) 使用範囲のいかなる位置においても、はしごに次に掲げる荷重を加えた場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。
- ア はしごの先端に 1,800N 以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮及び旋回を行う場合
- イ はしごの先端支持のできるものにあつては、全伸長状態で先端を支持し、はしごの長さ 4 m ごとに 900N 以上の荷重を加えた場合
- ウ 許容積載荷重の 1.5 倍の静的な荷重を加えた場合
- エ 次式による静的な荷重を加えた場合
- $$\frac{\text{昇降機の床面積 (m}^2\text{)}}{0.25 \text{ m}^2} \times 900 \text{ N} \times 1.5$$
- (8) 車両の安定度は、1.3 以上であること。
- (9) はしご装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びブリーフチェーンは 5 以上、ワイヤロープは 8 以上、シリンダ類は 2 以上、ホース及びチューブ類は 3 以上であること。
- (10) はしごの主骨間隔は、40 cm 以上、横棧間隔は 40 cm 以下、手すりの高さは 20 cm 以上であり、横棧の踏み面は滑り止めを施してあること。
- (11) 車両支持装置の接地圧は、ジャッキ敷板を使用しない場合において 0.9MPa 以下であり、その接地部分は 10 度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。
- (12) 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための措置が講じられていること。
- (13) はしごは繰り返し左右に旋回でき、かつ、他力によってはしごが回転しない構造であること。
- (14) 車両支持装置の張り出し距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあつては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。
- (15) はしごの使用条件により使用範囲の異なるものにあつては、使用条件を設定することにより自動的に使用範囲が切り替わるものであること。ただし、誤使用による危険を防止する措置が講じられているものにあつては、この限りではない。
- (16) はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合はこの限りでない。
- ア はしごの収納状態から最大地上高まで及び最大地上高から収納状態までに要する時間（車両支持装置の展張及び収納に要する時間を含む）は、それぞれ 140 秒（規格高 35m 以上のものにあつては 160 秒）以内
- イ 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ 30 秒（アウトリガー装置付にあつては 40 秒）以内
- ウ はしごの起立・伸長及び倒伏・短縮に要する時間は、それぞれ 90 秒（地上高 35m 以上のものにあつては 110 秒）以内
- エ はしごの 360 度の旋回に要する時間は 80 秒以内
- オ はしごの傾斜の矯正及び収納に要する時間は、それぞれ 60 秒以内
- (17) はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側のみ操作ができる構造であること。
- ア 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシ・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置
ただし、構造に必要でないものは、この限りでない。
- イ はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしご装置を操作できる装置
- ウ 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及びはしごが伸縮しないための伸縮防止装置
- エ はしごの起伏中、伸長中及び旋回中において、障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
- オ はしごが使用限界に達した場合はしごの運動を自動的に停止させる装置

- カ はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合のはしごの運動を自動的に停止させる装置
- キ はしごの傾斜角が2度以上になった場合のはしごの作動を自動的に停止させる装置
- ク 昇降機引き上げ用ワイヤロープが切断した場合、昇降機の落下を防止する装置
- ケ 緊急時の場合において、はしごの運動をすみやかに停止させる装置
ただし、バスケットを設けないものはこの限りでない。
- コ はしごの背面荷重が一定限度に達した場合の警報装置
- サ はしごがキャブ、車体及びジャッキに接近した場合において、自動的に停止させる装置
- シ 車両の左右の安定度が危険な領域に達した場合に、警報を発する装置又はジャッキが浮いた場合にはしごが自動停止する装置
- (18) はしごは傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に7度以上自動的に矯正できる傾斜矯正装置が設けてあること。
- (19) はしごの起伏、伸縮及び旋回並びに昇降機の昇降の各操作は、次によるものであること。
- ア 作動速度の調整ができること。
- イ 誤作動を防止するために2動作により行う構造であること。
- ウ 単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないこと。
- エ 急激に操作を行った場合でも、はしごが危険な状態にならないこと。
- オ はしごが作動範囲の限界付近に達した場合、自動的に低速になって停止すること。
- カ 昇降機がはしごの先端及び収納位置付近に達した場合、昇降機が自動的に低速になって停止すること。
- (20) はしごには、次の計器が装置してあること。
- ア 伸長計
- イ 起伏角度計
- ウ 傾斜角度計
- エ 水準器
- オ 使用時間計
- カ 風速計
- (21) はしごの先端には、先端搭乗ステップ、控え綱取付具2個、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。
- (22) はしごには、次に掲げる要件を備えた昇降装置が設けてあること。ただし、バスケット装置が設けてあるものにあつては、この限りでない。
- ア 油圧によるワイヤ引き上げ方式とし、モーターの駆動により作動するものであること。
- イ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが120 cm以上であること。
- ウ 無負荷及び許容積載荷重を加えたとき、昇降に支障がなく、かつ、昇降機の様子は、昇りにあつては毎秒0.5～1.0mの範囲内、降りにあつては毎秒0.5～1.5mの範囲内であること。
- エ 乗降が容易な構造であること。
- オ 搭乗員の落下防止措置及び足の滑り出し防止装置が施してあること。
- (23) はしごの基底部分及び先端部等には必要な照明灯が装置してあること。
- (24) はしごには、先端部と基底部分との連絡ができる装置が設けてあること。
- (25) 大型高所放水車にバスケット装置を備えることが可能な構造とすることができる。この場合においては、(1)から(24)までによるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。ただし、バスケット装置が固定式のものである場合においては、昇降装置を設けてはならない。また、この場合においては、控え綱取付具を除き、(21)によらないことができる。

ア 起伏、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及びはしごの基底部において自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。

イ 使用範囲において、平衡装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。

ウ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが 90 cm以上であること。

エ 脱着式のバスケットは脱着が容易であり、脱落防止の措置が施してあること。

オ 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火 2 個並びに照明灯が装置してあること。

カ バスケット上と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。

キ (7)のエ中「昇降機」を「バスケット」と、また、(16)のア中「140 秒以内」を「180 秒以内」及び「160 秒以内」を「200 秒以内」、(16)のエ中「80 秒以内」を「130 秒以内」と読み替えるものとする。

8 塔の構造が関節をもって組み合わせた上部及び下部のわく組により構成されたものについては、次によること。

(1) 塔は、関節をもって組み合わされた上部ブーム、下部ブーム及び上部ブームの先端部に取り付けられた放水銃により構成してあること。

(2) 塔の起伏、屈折、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又はこれによる油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動ができるものであること。

(3) 塔の起伏、屈折、伸縮及び旋回の操作は、下部ブームの基底部において自由に行うことができるものであること。

(4) 塔は最大張出長 10m以上、最大地上高 15m以上の範囲で自由に運動できるものであること。

(5) 放水銃は、棒状放水及び噴霧放水ができる構造であり、かつ、毎分 3,000L 以上の放水能力を有しているものであること。

(6) 放水銃の起伏、旋回の運動並びに棒状放水及び噴霧放水を遠隔操作によって行うことができるとともに、ノズル旋回及び起伏角は左右 15 度以上、上部ブームの延長線に対して俯角 0 度から 120 度以上の範囲内であること。

(7) 次に掲げる安全装置が設けてあること。

ア 塔の伸長中障害物に突き当たった場合の塔の自動停止装置

イ 油圧パイプ等が破損した場合において、油圧ジャッキがその支持機能を失わないための油圧ジャッキの安全装置

9 塔の構造が直進式のブームであるものについては、8 に準じること。

10 補助座席等を含めて 5 名以上の乗車が可能であること。

第 11 泡原液搬送車

泡原液搬送車の規格は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 18 条第 3 項並びに第 1 の 1 から 3 まで、11、16 ((7)を除く。)及び 18 並びに第 3 の 2 の(6)及び(7)によるほか、次によらなければならない。

1 シャンは、ホイルベース 3.6m以上であること。

2 泡消火薬剤を圧送するポンプは耐食性に富む材料で造られていること。

3 泡消火薬剤の吸液口及び吐出口は 65 mmボールコック付とし、1 個ずつ車両両側に設けること。

4 泡消火薬剤液槽上部には密閉できる構造のマンホールを設けていること。

5 3 名以上の座席が設けられていること。

第 12 特殊災害対応自動車

特殊災害対応自動車の規格は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるほか、その他詳細な規格については、消防庁長官が認めるものであること。

(1) 陽圧機能により汚染された外気が車両内に進入しない構造を有し、放射性物質、生物

剤及び化学剤による災害に対応するための生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具を積載することができる構造及び設備を有するもの。

- (2) 耐熱性を有し、不整地路面でも走行できるものであって、住民の避難、救出救助及び災害情報の収集・伝達等の活動ができるもの。

第13 支援車

1 支援車Ⅰ型

支援車Ⅰ型の規格は、第1の1、2及び11によるほか、次によらなければならない。

- (1) シャシは、ホイールベース3m以上とし、乗車定員は、2名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) 資機材等をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該資機材を積み降ろしすることのできる棚や必要な固定装置を備えていること。
- (3) 給湯・厨房（シンク1、ガスコンロ1）・温水シャワー設備を備えること。
- (4) ボンベからの配管は、振動に耐え得る構造であること。
- (5) 500L以上の水槽を備えること。なお、水槽は、振動、衝撃等により損傷等を生じないよう設けることとし、水圧に対して変形及び水漏れのない構造であること。
- (6) 水槽内部は、非常用飲料水としても用いることが適当と認められる防食加工を施し必要により有効な防波板を設けるとともに清掃に便利な構造であること。
- (7) 水槽には、補給口、排水口及び水量計を設けること。
- (8) 水槽からのシャワー・給湯・厨房設備への配管は、振動に耐え得る構造であること。
- (9) 水槽と同量以上の汚水槽を備えること。汚水槽等の構造等は、(5)から(8)までに準ずるものとする。
- (10) トイレを備えることとし、排泄物を固形化又は燃焼し廃棄処理するのに便利な構造のものとする。ただし、これらの設備を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (11) 車両内部に4名以上が休憩できるイス及びテーブルを設けること。
- (12) 取付品及び附属品は、第4の1の(7)のエからキまでによるほか、次に掲げるものであること。
照明灯
- (13) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は、第4の1の(8)のアからエまで及びカからクまでによるほか、次に掲げるものであること。

発動発電機

2 支援車Ⅱ型

支援車Ⅱ型の規格は、第1の1、2及び11並びに第13の1の(12)及び(13)によるほか、次によらなければならない。

- (1) コンテナを含めた最大積載量は、4.0t以上とし、乗車定員は2名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) 車両又はコンテナに、コンテナを安全かつ迅速に車両に積載することができる脱着装置を備えること。
- (3) 走行時においても積載したコンテナが動揺、脱落しないよう固定する装置を備えること。
- (4) 資機材搬送用コンテナを2以上有すること。ただし、そのうち1つを平ボデーコンテナとすることができる。
- (5) 資機材搬送用コンテナのうち、箱型のコンテナは、資機材等をその機能を損なうことなく安全かつ確実に収納できるとともに、容易に当該資機材を積み降ろしすることのできる棚や必要な固定装置を備えていること。

3 支援車Ⅲ型

支援車Ⅲ型の規格は、第1の1、2及び11並びに第13の1の(12)及び(13)によるほ

か、次によらなければならない。

- (1) 乗車定員は20名以上とし、安全に乗車できる座席が設けてあり、座席の一部を着脱又は跳ね上げができるものとする。
- (2) 車両後部に資機材等をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、必要な固定装置を備えていること。
- (3) 車両後部は隊員が容易に当該資機材を積み降ろしすることのできる扉を有すること。
- (4) 資機材等への電源供給のため、AC100Vの電源コンセントを設けること。

4 支援車IV型

支援車IV型の規格は、第1の1及び2並びに第13の3の(4)によるほか、次によらなければならない。

- (1) 乗車定員は5名以上かつ10名以下とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) 車両総重量5t未満かつ最大積載量3t未満であること。
- (3) 消防専用電話装置を2台備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合は、備えないことができる。
- (4) 取付品及び附属品は第4の1の(7)のイからケまでによるほか、次に掲げるものであること。ただし、同等以上の性能を有する器具等により代替できる場合は、それによることができる。

ア 照明灯

イ ファクシミリ装置又は電子メール等の送受信機能を有する装置

- (5) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は第4の1の(8)のアからキまでによるほか、次に掲げるものであること。

発動発電機

第14 海水利用型消防水利システム

- 1 海水利用型消防水利システムは、取水送水機能部分として大型動力ポンプ付消防自動車、送水管延長等機能部分としてホース延長車及び送水管部分として送水ホースをもって構成されるものであること。
- 2 大型動力ポンプ付消防自動車の規格は、第1の1から3まで、11、14、15及び18によるほか、次によらなければならない。
 - (1) ポンプ性能は、吸水高さ4.5m、ホースを1.8kmにわたり平坦地で延長した場合に毎分4,000L以上の放水量が確保されるものであること。
 - (2) 揚水を補助するために必要な小型動力ポンプ(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合するものに限る。以下同じ。)を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、小型動力ポンプを備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
 - (3) 小型動力ポンプの数は、毎分4,000L以上の揚水量を確保するために必要な数とする。
 - (4) 取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

ア ポンプ圧力計

イ エンジン回転計

ウ エンジン油温計

エ 赤色警光灯

オ 電子サイレン

カ 照明灯

キ 後退警報器

ク 標識灯

- (5) 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

ア 電動サイレン

イ ポンプ連成計

- ウ 真空計
- エ ポンプ回転計
- オ 流量計
- カ 積算流量計
- キ キャブチルト装置
- ク オイルパンヒーター
- ケ ポンプアンダーカバー
- コ 不凍液注入装置
- サ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- シ 作業灯
- ス 車外無線送話機取出口
- セ 放水銃
- ソ その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

3 ホース延長車の規格は、第1の1、2、10及び11によるほか、次によらなければならない。

- (1) 乗車定員は2名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) 下記4の送水ホースを延長距離1.8km以上収納でき、かつ、当該ホースを自動的に延長できる構造とすること。
- (3) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - ア 赤色警光灯
 - イ 電子サイレン
 - ウ 後退警報器
 - エ 自動車用消火器（ABC粉末6kg型） 1
 - オ 車輪止 2
- (4) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - ア 照明灯
 - イ 標識灯
 - ウ 作業灯
 - エ 電動サイレン
 - オ その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

4 送水ホースの規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）によるほか、次によらなければならない。

- (1) 口径100mm以上
- (2) 1.8kmにわたり平坦地で延長した場合に毎分4,000L以上の放水量を確保するために必要となる本数

第15 自然水利活用遠距離送水システム

1 自然水利活用遠距離送水システムは、次に掲げる設備をもって構成されるものであること。ただし、(5)と同等以上の機能を有する既存の設備を利用する場合等は、(1)から(4)までをもって構成することができる。

- (1) 取水用ポンプ
- (2) 送水ホース
- (3) 集水管兼分岐管
- (4) システム収納用コンテナ
- (5) システム搬送用車両

2 取水用ポンプの規格は次によらなければならない。

- (1) 揚水高さ15mの場合に、毎分1,500L以上の水を揚水することができる性能を有する水流駆動ターボポンプ2基で構成されるものであること。

- (2) 2基の水流駆動ターボポンプからそれぞれ40mにわたり送水するために必要な呼称75の吸管を備えているものであること。
- (3) 吸管は、消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定によるものであること。
- (4) 呼称75、長さ20mの消防用ホース12本を備えているものであること。
- (5) 消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令、消防用ホースに使用する差込式結合金具の技術上の規格を定める省令及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定によるものであること。
- 3 送水ホースの規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令によるほか、次によらなければならない。
- (1) 呼称150の消防用ゴム引きホースとし、その本数は1kmにわたり送水するために必要な数とする。
- (2) ホース搬送用台車、ホース巻取機、ホースブリッジその他必要な附属品等を備えているものであること。
- 4 集水管兼分岐管の規格は次によらなければならない。
- (1) 4箇所（うち2箇所は呼称150、その他の2箇所は呼称75又は呼称65）を有する構造の金具4個で構成されるものであること。
- (2) 呼称の異なる消防用ホースを結合するために必要な異径媒介金具その他必要な附属品を備えているものであること。
- 5 システム収納用コンテナの規格は、取水用ポンプ、送水ホース及び集水管兼分岐管を容易に積載することができる構造のもので、その数は2から4までを積載するために必要な数とする。
- 6 システム搬送用車両の規格は、第1の1及び2によるほか、次によらなければならない。
- (1) 乗車人員は2名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) システム搬送用コンテナ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- (3) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
- | | | |
|---|----------------------|---|
| ア | 赤色警光灯 | |
| イ | 電子サイレン | |
| ウ | 後退警報器 | |
| エ | 自動車用消火器（A B C粉末6kg入） | 1 |
| オ | 車輪止 | 2 |
- (4) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 照明灯 |
| イ | 標識灯 |
| ウ | 作業灯 |
| エ | 電動サイレン |
| オ | その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置 |
- 第16 自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
- 自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システムは、連結送水用小型動力ポンプ及び送水ホースにより構成されるものであること。
- 1 連結送水用小型動力ポンプの規格は次によらなければならない。
- (1) 小型動力ポンプに、吸水圧力及び放水圧力を感知するセンサー、スロットルレバーを操作するためのモーター及びこれらを制御するためのコンピューターを備えたもの5台で構成されるものであること。

- (2) 高低差 100mで 1.2 kmにわたり連結送水用小型動力ポンプを連結した状態で、毎分 500L 以上の放水量を確保することができるものであること。
 - (3) 吸管その他必要な附属品を備えているものであること。
- 2 送水ホースの規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令、消防用ホースに使用する差込式結合金具の技術上の規格を定める省令及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定によるほか、呼称 65、長さ 20mとし、その本数は 60 本とする。

第 17 小型動力ポンプ付水槽車

小型動力ポンプ付水槽車の規格は、第 1 の 1、3 及び 11 並びに第 2 の 2 から 4 までによるほか、次によらなければならない。

- 1 乗車定員は 2 名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 2 水槽容量は、10 m³以上であること。
- 3 水槽は、一般構造用圧延鋼材（S S）以上の強度を有する材料で水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は、船底塗装等適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には、有効に防波板を設けてあること。
- 4 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- 5 積載する小型動力ポンプは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第 21 条に規定する級別が B - 3 級以上とし、小型動力ポンプを備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- 6 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - (1) 赤色警光灯
 - (2) 電子サイレン
 - (3) 後退警報器
 - (4) 自動車用消火器（A B C 粉末 6 kg 型） 1
 - (5) 車輪止 2
 - (6) とび口 1
- 7 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は、第 2 の 7 の (2) 及び (3) 並びに第 4 の 1 の (8) のエからキまで並びに第 8 の 13 に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (1) 資機材、器具の収納に必要な格納箱等
 - (2) はしご
 - (3) タイヤチェーン 1 式
 - (4) 車外無線送話機取出口

第 18 小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）

小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）の規格は、第 1 の 1 及び 11 並びに第 2 の 3 及び 4、第 17 の 3 から 5 までによるほか、次によらなければならない。

- 1 乗車定員は 2 名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 2 水槽容量は、2.0 m³以上 3.0 m³以下であること。
- 3 水槽には、ポンプへの補給口及び排水口が設けてあること。
- 4 取付品及び附属品は第 17 の 6（(6)を除く。）によるものであること。
- 5 小型動力ポンプ付水槽車には、次の規格を満たす組立水槽を備え付けることができる。
 - (1) 組立水槽 1 基の容量は、500L 以上であること。
 - (2) 組立水槽の容量の合計は、小型動力ポンプ付水槽車の水槽容量の水を十分に移し替えることができる容量であること。
- 6 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は、第 2 の 7 の (2) 及び (3) 並びに第 4 の 1 の (8) のエからキまで並びに第 17 の 7 の (1) から (3) までによるほか、次に掲げるものであること。

- (1) 照明灯
- (2) 標識灯

第 19 林野火災工作車

林野火災工作車の規格は、第 1 の 1、2、10 及び 11 によるほか、次によらなければならない。

- 1 四輪駆動方式であること。
- 2 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - (1) 赤色警光灯
 - (2) 電子サイレン
 - (3) 後退警報器
 - (4) 自動車用消火器（A B C 粉末 6 kg 入） 1
 - (5) 車輪止 2
 - (6) チェーンソー
 - (7) 動力刈払機
 - (8) 資機材、器具の収納に必要な格納箱等
- 3 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
 - (1) 照明灯
 - (2) 標識灯
 - (3) 電動サイレン
 - (4) 作業用ロープ
 - (5) スコップ、鋏、鎌、斧その他防火帯を設置するのに必要な道具
 - (6) はしご
 - (7) タイヤチェーン 1 式
 - (8) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
 - (9) オイルパンヒーター

第 20 指揮車

指揮車の規格は、第 1 の 1 及び 11 によるほか、3 名以上が搭乗でき、災害現場において指揮活動を行うために必要な資機材を装備しているものであること。

第 21 電源車

電源車の規格は、第 1 の 1 によるほか、次によらなければならない。

- 1 発電装置、照明装置、非常用電源装置及びその他必要な設備を備え、夜間照明、負荷設備等に電源を供給できるものであること。
- 2 電源車は、大型（ホイールベース 3 m 以上のものをいう。）又は小型（ホイールベース 3 m 未満のものをいう。）とする。
- 3 発電装置は、交流とし、電圧 100 V 又は 200 V において大型にあつては 25kw 以上、小型にあつては 5 kw 以上の安定した出力が得られるものであること。なお、交流電圧 200 V の場合であっても 100 V の端子電圧が得られるものであること。
- 4 発電装置は、3 の定格出力において、10 時間以上連続して電源を供給できるものであること。
- 5 電源回路には過電流、短絡等で作動する自動遮断器を設けること。
- 6 照明装置は次によること。
 - (1) 主照明装置の照度は、大型にあつては 100m、小型にあつては 50m 離れた位置において約 30lx 以上であること。
 - (2) 主照明装置は、最大地上高が大型にあつては 7.5m、小型にあつては 5.0m 以上伸長できるものであること。
 - (3) 主照明装置は、旋回できるもので、投光面の旋回角度は 270 度以上、ふ仰角度は 90 度以上であること。
 - (4) 移動照明装置は、大型にあつては 6 基以上、小型にあつては 2 基以上とすること。
- 7 非常用電源装置は次によること。

(1) コンセントボックスには、20A容量の端子を大型にあつては2個以上、小型にあつては1個以上及び15A容量の端子を1個以上設けること。

(2) 電源を供給するためのコードは、各アンペアの端子数に応じて備えるとともに、その長さは大型にあつては各50m以上、小型にあつては各30m以上であること。

8 7の非常用電源装置のほか、定格出力において負荷設備等に電力を供給できる装置を設けること。

9 次に掲げる装備品を備えていること。

(1) 拡声装置

拡声装置は、各種消防作業時に付近住民への広報、要救助者への呼びかけ、消防隊員への指示命令、避難誘導等を効果的に行い得るものであること。

(2) 消防専用電話装置

10 発電装置に使用する機器、材料等はすべて電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に適合するものでJIS規格品又はこれと同等以上のものであること。

第22 給水車

1 給水車の規格は、飲料水専用タンクを搭載し、その他必要な作業装置等を備え、大規模地震時における飲料水等を搬送することを目的としたものであること。

2 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合するものであること。

第23 起震車

1 起震車の規格は、起震装置及びその他の必要な設備を備え、地震時に備える知識・技術を実験的な体験を通じて修得させるとともに、防災意識の啓発と広報活動ができるものであること。

2 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合するものであること。

第24 震災工作車

1 震災工作車の規格は、クレーン装置及びレッカー装置を搭載し、その他必要な作業装置等を備え、大規模地震時における消防車両等災害対策用車両の運行を確保することを目的としたものであること。

2 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車としての承認が得られるものであること。

第25 消防艇

消防艇の規格は、沿海区域における航行が可能である等、消防庁長官が認めるものであること。

第26 救助用資機材

救助用資機材の規格は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具等（第29のテロ対策用特殊救助資機材を除く。）のうち、補助事業者が選択するものをもって構成され、救助工作車に装備されるものであること。

第27 高度救助用資機材

高度救助用資機材の規格は、次に掲げる救助器具をもって構成されるものであること。ただし、既に整備済みの救助器具にあつては除くことができるものとする。

品名	規格
----	----

画像探索機Ⅰ型	先端 CCD カメラ又は光ファイバーを使用し、マイク、照明装置及び温度センサーを備え、ガス採取及びエア送気が可能な軟性蛇管式の探索機
画像探索機Ⅱ型	先端 CCD カメラを使用し、マイク及び照明装置を備えた硬性伸縮式の探索機又は光ファイバーを使用し、照明装置を備えた軟性蛇管式の探索機
地中音響探知機	音声及び反応音による探知装置
熱画像直視装置	赤外線による生体覚知装置
夜間用暗視装置	光増幅による暗視装置
地震警報器	地震の初期微動を感知して警報を発する装置

(注) 表中の救助器具は、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができる。

第 28 高度探査装置

高度探査装置の規格は、次に掲げる探査装置をもって構成されるものであること。ただし、既に整備済みの探査装置にあつては除くことができるものとする。

品 名	規 格
電磁波探査装置	電磁波による生体を探査する装置
二酸化炭素探査装置	生体が呼出する呼吸中の二酸化炭素を高感度で検出する装置
水中探査装置	水中誘導可能な広角レンズ付高感度カラーテレビ型の探査装置

第 29 テロ対策用特殊救助資機材

テロ対策用特殊救助資機材の規格は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令別表第 1 に掲げる救助器具等のうち、生物剤検知器、化学剤検知器、陽圧式化学防護服、除染シャワー及び除染剤散布器から補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

第 30 救急用資機材

救急用資機材の規格は、次に掲げる資機材（多機能一体型のものを含む。）のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- 1 気道確保用資機材一式（ラリングアルマスク他）
- 2 自動体外式除細動器（二相波形式）
- 3 輸液用資機材一式
- 4 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- 5 心電計及び心電図伝送装置
- 6 心電図受信装置
- 7 自動車電話（秘話機能を有するもの）
- 8 パーソナルコンピュータ（通信機能を有するもの）

第 31 震災初動対応資機材

1 震災初動対応資機材の規格は、次に掲げる設備等のうち、補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- (1) 可搬式小型動力ポンプ
- (2) 応急仮設テント
- (3) 担架ベッド
- (4) 投光器セット
- (5) 緊急電源装置
- (6) 災害用トイレ設備
- (7) 災害用浄水装置

- (8) その他救護所等を設置するための資機材で消防庁長官が特に必要と認めるもの。
- 2 可搬式小型動力ポンプは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第 21 条に規定する級別が C-2 級以上のもので、ポンプ本体及び車台並びに吸管、ストレーナーその他必要な附属部品を備えるものであること。
 - 3 応急仮設テントは、地震災害による負傷者等を一時的に収容し、救護活動等を的確に行うことができるものであること。
 - 4 担架ベッドは、地震災害による負傷者等を迅速に搬送することが可能であり、簡易ベッドとして利用可能であるなど、救護活動等を的確に行うことができるものであること。
 - 5 投光器セットは、投光器、コードリール、三脚で構成され、夜間の救護活動等を的確に行うことができるものであること。
 - 6 緊急電源装置は、救護所等の運営において、電源を要する照明その他電気器具等に確実に電源を供給できるものであること。
 - 7 災害用トイレ設備は、壁パネル、床板、便器、便槽等で構成され、救護所等の環境維持に資するものであること。
 - 8 災害用浄水装置は、ろ過ユニット（粒状活性炭等）、エンジンポンプ等を備えるものであって、救護所等の運営に当たり必要な飲料水、生活用水等を確保することができるものであること。

第 32 林野火災対策用資機材

林野火災対策用資機材の規格は、次に掲げる資機材のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- (1) 消防無線、受令機その他情報収集・伝達活動用資機材として消防庁長官が特に必要と認めるもの
- (2) チェーンソー、可搬式散水装置、可搬式送水装置、軽可搬式動力ポンプその他地上消火活動用資機材として消防庁長官が特に必要と認めるもの
- (3) 消火薬剤散布装置、混合機、かくはん機、粉碎器、組立水槽、可搬式動力ポンプその他空中消火活動用資機材として消防庁長官が特に必要と認めるもの

第 33 消防団設備総合整備事業

1 消防団設備総合整備事業は、次に掲げる設備等の整備事業のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- (1) 消防防災用車両
- (2) 災害防ぎょ用資機材
- (3) 救助用資機材
- (4) 災害活動用支援資機材
- (5) 無線機器
- (6) 安全装備品
- (7) 訓練用資機材
- (8) 情報関連機器
- (9) 視聴覚用資機材
- (10) 消防団緊急伝達システム
- (11) 住民避難用資機材等
- (12) その他の消防団の充実強化・活性化を促進する設備等で消防庁長官が特に必要と認めるもの

2 消防防災用車両の規格は、災害時における消防団の機動力の強化を図ることを目的とした指揮広報車、消防ポンプ自動車、救助資機材搭載型車両、資材搬送車、小型動力ポンプ付積載車、消防防災用軽自動車、自動二輪車、電動自転車等であって、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合しているものであること。

3 災害防ぎょ用資機材の規格は、小型動力ポンプ、ホース、小型動力ポンプ連結送水システム、動力付ホース延長用資機材、スノーモービル等であって、火災、風水害、地震等各種災害に的確に対応できるものであること。

- 4 救助用資機材の規格は、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、自動体外式除細動器、救急セット等であって、災害時における消防団員の救助活動が的確に行えるものであること。
- 5 災害活動用支援資機材の規格は、エアーテント、発電機、デジタルカメラ、衛星携帯電話等であって、消防団員の災害現場における活動の支援を行えるものであること。
- 6 無線機器の規格は、基地用無線機、車載用無線機、携帯用無線機等であって、災害時における消防団員の迅速な参集及び出動並びに現場での情報の収集及び伝達を行えるものであること。
- 7 安全装備品の規格は、防火衣一式等であって、災害時における現場での消防団員の安全性を高め、災害防ぎょ活動が活発に行えるものであること。
- 8 訓練用資機材の規格は、蘇生訓練用人形、体力錬成用資機材等であって、消防団員の技術の向上、体力の充実・強化等のための訓練が行えるものであること。
- 9 情報関連機器の規格は、ファクシミリ、パソコン等であって、災害時に多様な通信手段の確保、活動記録の迅速かつ正確な整理等に使用できるものであること。
- 10 視聴覚用資機材の規格は、映写装置、ビデオ装置、テレビ映像装置等であって、視聴覚教育により消防団員の資質の向上を図るとともに、地域住民に対し防災に関する研修等に使用できるものであること。
- 11 消防団緊急伝達システムの規格は、指令操作盤、サイレン吹鳴装置、放送設備、録音装置、サイレン等取付け塔をもって構成されるもので、災害時における消防団員の迅速な参集及び出動並びに情報の伝達を行えるものであること。
- 12 住民避難用資機材等の規格は、エンジンカッター、携帯用無線機、衛星携帯電話、消防団緊急伝達システム等であって、大規模災害時における避難住民の誘導等を行えるものであること。

第 34 自主防災組織資機材等整備事業

自主防災組織資機材等整備事業は、次表に掲げる資機材及びこれらを収納する簡易収納庫又は防災倉庫の整備事業のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火）、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式（難燃）、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材
避難誘導用資機材	チェーンソー、可搬式ウィンチ、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、救急医療セット、発電機、投光器、消火器、ヘルメット、バール、携帯用無線通信機、ハンドマイク、その他避難誘導に必要な資機材

第 35 消防救急無線設備

- 1 消防救急無線設備は、消防救急活動において、音声通信や活動に必要な各種データの収集・伝達等について迅速かつ的確な通信連絡を確保するために整備するものであること。
- 2 本設備に使用する無線設備については、電波法及び同法関係規則等に規定する条件に

適合するアナログ通信方式又はデジタル通信方式によるものであること。

- 3 消防救急無線設備の規格は、消防救急無線の運用に必要な設備として消防庁長官が認めるものであること。

第36 防災行政無線設備

- 1 防災行政無線設備は、市町村とその出先機関、市町村の車両、市町村内の防災機関（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織、集落等との間において、災害情報の収集・伝達、気象予警報の伝達等について迅速かつ確かな通信連絡を確保するために整備するものであること。
- 2 本設備に使用する無線設備については、電波法及び同法関係規則等に規定する条件に適合するアナログ通信方式又はデジタル通信方式によるものであること。
- 3 防災行政無線設備の規格は、防災行政無線の運用に必要な設備として消防庁長官が認めるものであること。

第37 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の規格は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用に必要な設備として消防庁長官が認めるものであること。

第38 震度情報ネットワークシステム

- 1 震度情報ネットワークシステムは、震度計及びその付属設備（震度計台、処理発信装置、表示装置、UPS、ルータ、ケーブル等）、気象庁等の震度計からの分岐装置及びその付属設備（UPS、ルータ、ケーブル等）並びにネットワークサーバ及びその付属設備（UPS、ルータ、ケーブル等）の全部又は一部をもって構成されるものであること。
- 2 震度情報ネットワークシステムを構成する設備の規格は次のとおりであること。
 - (1) 震度計は、気象庁検定に合格している計測震度計であり、原則、「次世代震度情報ネットワークのあり方検討会最終報告書」（平成18年3月消防庁）に示す「計測震度計が最低限満たすべき仕様」を満たすこと。
 - (2) 震度計の配置は、「地方公共団体が設置する震度計の具体的な配置基準について」（平成21年4月8日付消防災第157号）に準じること。
 - (3) 震度計の設置環境は、「震度に関する検討会報告書」（平成21年3月気象庁、消防庁）に示す「震度計設置環境基準」に準じること。
 - (4) 新たに整備する設備は、新規製品とする。

第39 ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）

ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）の規格は、地上において、ヘリコプターから送信された画像情報を受信する設備であり、その他詳細な規格については、消防庁長官が認めるものであること。

第40 その他の消防の用に供する設備

その他の消防の用に供する設備の規格は、第1から第39までに掲げる設備以外の設備で、消防庁長官が必要かつ適正と認めるものであること。

別表第3

- 1 「消防ポンプ自動車」、「水槽付消防ポンプ自動車」、「化学消防ポンプ自動車」、「救助工作車」、「救急自動車」、「はしご付消防ポンプ自動車」、「屈折はしご付消防ポンプ自動車」、「高発泡車」、「屈折放水塔車」、「大型高所放水車」、「泡原液搬送車」、「特殊災害対応自動車」、「支援車」、「海水利用型消防水利システム」、「自然水利活用遠距離送水システム」、「自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム」、「小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用を含む）」、「林野火災工作車」、「指揮車」、「電源車」、「給水車」、「起震車」、「震災工作車」、「消防艇」、「救助用資機材」、「高度救助用資機材」、「高度探査装置」、「テロ対策用特殊救助資機材」、「救急用資機材」、「震災初動対応資機材」、「林野火災対策用資機材」、「消防団設備総合整備事業」及び「自主防災組織資機材等整備事業」の補助対象経費は、それぞれの設備の整備に必要な経費とする。
- 2 「消防救急無線設備」、「防災行政無線設備」、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」、「震度情報ネットワークシステム」、「ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）」及び「その他の消防の用に供する設備」の補助対象経費は、設備の整備に必要な経費及び工事費（設備の据付及び調整に必要な経費で、合計額の30%以内とする。）とする。

別表第 4

(1) 消防ポンプ自動車等に備えなければならない附属品

品名	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車			(はしご付消防ポンプ自動車 屈折を含む。)	大型高所放水車	泡原液搬送車	消海水利システム型	備考
			大型以外	大型	大型					
吸管	2	2	2	2	2	2	2	—	※	呼称 75 (A-1 級ポンプを装備するものにあつては呼称 75 又は呼称 90、化学消防ポンプ自動車大 I 型にあつては呼称 75 又は呼称 100、大型動力ポンプ付消防自動車にあつては、必要な口径)、長さ 10m 以上
吸口ストレーナー	2	2	2	2	2	2	2	—	※	
吸管ストレーナー	2	2	2	2	2	2	2	—	※	
中継ロストレーナー	—	—	—	—	4	—	—	—	—	
吸管ちりよけかご	2	2	2	2	2	2	2	—	※	
吸管まくら木	2	2	2	2	2	2	2	—	※	
吸管ロープ	2	2	2	2	2	2	2	—	※	
消火栓金具	1	1	1	2	2	1	2	—	※	呼称 75 (化学消防ポンプ自動車大 I 型にあつては呼称 75 又は呼称 100) メスネジ×呼称 65 差込メス
中継用媒介金具	2	2	—	—	—	—	—	—	※	呼称 65 メスネジ×呼称 65 差込メス (大型動力ポンプ付消防自動車にあつては必要な口径)
消火栓ホース	—	—	—	2	—	—	2	—	—	呼称 75 (大型高所放水車にあつては呼称 65 又は呼称 75) ×10m
消火栓開閉金具	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	—	※	
吸管スパナ	2	2	2	1	2	2	1	—	※	
ホーススパナ	—	—	—	1	—	—	1	—	※	
管そう	2	2	2	2	2	2	2	—	※	
ノズル	4	4	4	4	5	4	3	—	※	可変噴霧ノズル含む
放口媒介金具	4	4	4~8	—	4	2~4	—	—	※	呼称 65 メスネジ×呼称 65 差込オス (大型動力ポンプ付消防自動車にあつては必要な口径)
発泡筒先	—	—	2~4	2	2	—	—	—	—	400 型

吸液管	—	—	—	1	—	—	—	2	—	呼称 65 メスネジ×呼称 50 ホース 5 m
とび口	2	2	2	1	1	2	1	—	※	
金てこ	1	1	1	1	1	1	1	—	※	
剣先スコップ	1	1	1	—	1	1	—	—	※	
ホース延長用資機材	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
はしご	1	1	—	—	1	—	—	—	※	3.6m以上（化学消防ポン プ自動車大Ⅱ型にあつては 3段8.8mアルミニウム製）
ドラム缶吸液ピック アップ	—	—	—	1	—	—	—	1	—	
ドラム缶開口金具	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
車輪止	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
消火器	1	1	2～5	2	2	1	2	2	1	自動車用（ABC粉末6kg 型）
ポンプ工具	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	—	1式	
ホース	30	30	10	—	10	10	8	3	※	呼称 65（はしご車につい ては、はしご用ホースを1 本加える。大型動力ポン プ付消防自動車にあつては必 要な口径）
混合液中継用ホース 及び水用ホース	—	—	—	15又 は20	—	—	—	—	—	混合液中継用ホースにつ いては、金具はネジ呼称 75×20m×10本及び呼称 65×20m×5本又は呼称 65×20m×20本
照明器具	—	—	1	—	1	1	—	—	—	三脚付移動用照明灯コー ドリール付、200W発動発 電機以上（24m級以上の はしご車にあつては1,500 W発動発電機以上、三脚付 移動用照明灯2灯及びコー ドリール2基）
ジャッキ敷板	—	—	—	—	—	ジャッ キ数	ジャッ キ数	—	—	
昇降機用安全ベルト 絶縁手袋	—	—	—	—	—	必要 数	—	—	—	
油圧式救助器具	—	—	—	—	1式	—	—	—	—	10 t
エンジンカッター	—	—	—	—	1	—	—	—	—	100cc
大型ハンマー	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
ボルトクリッパー	—	—	—	—	1	—	—	—	—	切断可能最大 10 mm
波刃型特殊斧	—	—	—	—	1	—	—	—	—	長さ 35 cm 波刃先長さ 10 cm

注1 消防用ホース（結合金具を除く。）の規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）によること。

2 消防ポンプ用ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）によること。

- 3 吸管（結合金具を除く。）の規格は、消防用吸管的技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）によること。
- 4 はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車でポンプ装置を装備しないものにあつては、ポンプ装置に関する部分の附属品は除く。
- 5 消火栓金具の差込メスの口径は、消火栓の吐水口の口径に応じて変更することができる。
- 6 海水利用型消防水利システムにあつては、大型動力ポンプ付消防自動車に限る。なお、※印の品名については、必要な数を備えるものとし、必要のない場合は除くことができる。

(2) 消防ポンプ自動車等に軽微な変更として備えることができる附属品

品名	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	はしご付消防ポンプ自動車（屈折を含む。）	海水利用型消防水利システム	備考
タイヤチェーン	1式	1式	1式	1式	
分岐管	1	1	1	1	
ホースブリッジ	1式	1式	1式	1式	
ワイヤ	1	1	1	1	
照明器具	1	—	—	1	三脚付移動用照明灯コードリール付、200W発動発電機以上
ホース背負器	1	—	—	—	
おの	1	1	1	1	
掛矢	1	—	—	1	
ホースカバー	1式	1式	1式	1式	
集水管	—	—	1	—	ポンプ装置を装備しないものに限る。
スタンドパイプ	1	1	—	1	
特殊ノズル	1	—	—	—	
特殊ノズル用ホース	4	—	—	—	呼称 40、50

注 海水利用型消防水利システムにあつては、大型動力ポンプ付消防自動車に限る。

別表第5

添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類			実績報告書に添付する書類										
	仕様書	設計書別記様式第2	被災状況報告書 注1	契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写 注2	検収調書の写又は竣工検査書の写 注3	自動車検査証の写	自主表示の写 注4	無線局免許状の写、特定無線設備の技術基準適合証明の写又はこれらに準じるもの 注5	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証拠の写	構造図又は設計図	設備及びその配置又は設置場所を明示する写真	船舶国籍証書の写及びエンジン部分の刻印の写	海技士調書（別記様式第9）
消防ポンプ自動車			○	○	○	○	○	○	○			○		
水槽付消防ポンプ自動車			○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
化学消防ポンプ自動車			○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
救助工作車	○		○	○	○	○		○				○		
救急自動車	○		○	○	○	○		○				○		
はしご付消防ポンプ自動車			○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
屈折はしご付消防ポンプ自動車			○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
高発泡車	○		○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
屈折放水塔車			○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
大型高所放水車	○		○	○	○	○	○	○	○			○		
泡原液搬送車	○		○	○	○	○	○	○	○		○注8	○		
特殊災害対応自動車	○		○	○	○	○	○					○		
支援車	○		○	○	○	○	○		○			○		

海水利用型消防水利システム	○		○	○	○	○	○	○	○		○ 注 8	○		
自然水利活用遠距離送水システム	○		○	○	○	○	○					○		
自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム	○		○	○	○	○		○				○		
小型動力ポンプ付水槽車 (林野火災対策用を含む)	○		○	○	○	○	○	○	○			○		
林野火災工作車	○		○	○	○	○	○		○			○		
指揮車	○		○	○	○	○	○		○			○		
電源車	○		○	○	○	○	○		○			○		
給水車	○		○	○	○	○	○					○		
起震車	○		○	○	○	○	○					○		
震災工作車	○		○	○	○	○	○					○		
消防艇	○		○	○	○	○						○	○	○
救助用資機材	○		○	○	○	○						○		
高度救助用資機材	○		○	○	○	○						○		
高度探査装置	○		○	○	○	○						○		
テロ対策用特殊救助資機材	○		○	○	○	○						○		
救急用資機材	○		○	○	○	○						○		
震災初動対応資機材	○		○	○	○	○		○				○		
林野火災対策用資機材	○		○	○	○	○						○		
消防団設備総合整備事業	○		○	○	○	○	○	○	○	注 6	注 7	注 9	○	
自主防災組織資機材等整備事業	○		○	○	○	○							○	
消防救急無線設備	○	○	○	○	○	○			○		注 10	○		
防災行政無線設備	○	○	○	○	○	○			○		注 10	○		

全国瞬時警報システム (J-ALERT)	○		○	○	○	○					○	○		
震度情報ネットワークシ ステム	○		○	○	○	○					○	○		
ヘリコプターテレビ電送 システム(地上設備)	○		○	○	○	○			○			○		
その他の 消防の用に供する設備	○		○	○	○	○			○			○		

注1 被災状況報告書は、被災した設備の場所及び状況が確認できる書類とし、適宜写真を添付すること。

注2 納品書の写は、第4条に定める規格を充足することを示す仕様書を添付すること。

注3 検収調書の写又は竣工検査書の写は、補助事業者の財務規則等に基づくものとする。

注4 消防ポンプ自動車等のうちポンプ装置を装備するものについては、自主表示の写(消防法(昭和23年法律第186号)第21条の16の3に規定する表示の写)を添付するものとする。

注5 消防ポンプ自動車等のうち消防専用電話装置を備えるものについては、無線局免許状の写又は特定無線設備の技術基準適合証明の写を添付するものとする。

注6 消防団設備総合整備事業のうち無線機器及び消防団緊急伝達システム(無線の場合に限る。)については、無線局免許状の写又は特定無線設備の技術基準適合証明の写を添付するものとする。

注7 消防団設備総合整備事業のうち消防団緊急伝達システム(有線の場合に限る。)については、中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写を添付するものとする。

注8 消防ポンプ自動車等(海水利用型消防水利システムにあつては大型動力ポンプ付消防自動車に限る。)のうち、特殊な性能を必要とする当該自動車等に係る装置等(水槽、泡消火薬液槽、泡消火薬剤混合比例装置、はしご装置、屈折はしご装置、高発泡発生装置、屈折放水塔装置、大型ポンプ等をいう。)については、構造図又は設計図に加え、これらに合致して製造され、交付要綱に定める規格に適合することについて、補助事業者又は第三者認証・試験機関が証明する書類を添付するものとする。

この場合において、第三者認証・試験機関とは、JIS規格(JIS Q 0065(ISO/IECガイド65)又はJIS Q 17025(ISO/IEC17025))の定めるところにより消防用設備等に関する認証業務又は試験業務を行う第三者機関をいう。

注9 消防団設備総合整備事業のうち消防団緊急伝達システムについては、構造図及び設計図を添付するものとする。

注10 消防救急無線設備及び防災行政無線設備の添付書類のうち構造図又は設計図は、設置状態を示す平面図、回線構成図とする。

※ その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災設備災害復旧費補助に係る補助金の交付申請書

年度消防防災設備災害復旧費補助事業について補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容、総事業費及び補助金額

(単位：千円)

補助事業名	配置又は設置場所	数 量	総事業費	補助対象事業費	補助金額
計					

- 3 契約の方法、契約の予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の予定日	備 考
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

- 4 添付書類

記載上の注意

- ア 補助事業名欄には、別表第1の補助対象設備を正確に記載すること。
- イ 同一補助事業名のものを2以上購入しようとする場合において、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記載し、備考欄に配置又は設置場所を記載すること。
- ウ 配置又は設置場所欄は、配置又は設置する消防機関名（消防本部名、消防署名、消防出張所名等）を記載すること。
- エ 総事業費欄には、単独事業部分（例えば、消防ポンプ自動車にあつては規格外附属品）を含めた経費をそれぞれ記載し、千円未満の端数は切り捨てること。
- オ 契約の方法欄は、競争入札又は随意契約の別を記載すること。
- カ 補助事業の完了の予定日欄に記載する補助事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。
- キ 構造図又は設計図が必要な場合で、同一のものが2個以上となる場合には、構造図等は1個分のものだけを作成し、施工箇所は別紙にして差し支えない。

消防救急無線内訳表

(単位：千円)

補助対象通信設備	数 量	単 価	補助対象事業費	設 置 場 所
基地局無線設備 回線制御装置 遠隔制御装置 空中線共用器 共通波設備 活動波設備 (小 計)				
工 事 費				
合 計				
車載無線機				
携帯無線機				
総合計				

記載上の注意

- ア 数量、事業費は、具体的に補助対象通信設備ごとに記載すること。
- イ 設置場所については、集落ごとに整理し、具体的に記載すること。
- ウ 交付申請書及び変更承認申請書に添付し、他の様式については必要な場合に添付すること。

防災行政無線内訳表

(単位：千円)

補助対象通信設備		数 量	単 価	補助対象事業費	設 置 場 所
設備名称	装 置 名				
				(合計)	

記載上の注意

- 1 装置名、数量、事業費は、具体的に機器ごとに記入すること。
- 2 同報系の設置場所については、集落ごとに整理し、具体的に記入すること。
- 3 交付申請書及び変更承認申請書に添付し、他の様式については必要な場合に添付すること。

補助金交付調書（ 年度）

都道府県名 _____

（単位：千円）

地方公共 団体名	補 助 対 象 設 備 の 種 類	配 置（設 置）場 所	数 量	補 助 金 額	被災状況 報告書 一連番号	交 付 決 定 番 号	交 付 決 定 年 月 日	変 更 内 容 廃 止 理 由	変 更 等 承 認 年 月 日	補 助 対 象 事 業 に 係 る 実 支 出 額	確 定 額	確 定 番 号	確 定 年 月 日	処 分 制 限 期 間

- （注）
- 1 補助対象設備の種類については、交付申請書の補助事業名欄の記載例により記入すること。
 - 2 配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記入すること。
 - 3 被災状況報告書一連番号については、交付申請書に添付された被災状況報告書に都道府県知事が付した一連番号を記載すること。
 - 4 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

別記様式第4

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災設備災害復旧費補助事業に係る事業内容の変更承認申請書

1 補助事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	補助金額
全 体 計		変更後			
		変更前			

備考 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備考
		承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）

- （１）仕様書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）
- （２）構造図又は設計図（変更に係る部分を赤字で表示すること。）
- （３）消防救急無線内訳表（別記様式第２－１）
- （４）防災行政無線内訳表（別記様式第２－２）

記載上の注意

変更しようとする設備についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した補助金額の総額を記載すること。

別記様式第5

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災設備災害復旧費補助事業に係る補助対象設備の規格の一部変更承認申請書

年度消防防災設備災害復旧費補助事業に係る補助対象設備の規格を下記のとおり変更したいので、消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

記

- 1 変更する補助対象設備の種類等
- 2 変更する部分
- 3 変更する理由（特殊事情）

(注)変更する設備の仕様書及び図面を一部添付し、変更する部分を朱書きとすること。

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災設備災害復旧費補助事業の〔中止〕
〔廃止〕の承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度消防
防災設備災害復旧費補助事業に係る事業を〔中止〕
〔廃止〕したいので、消防防災設備災害復
旧費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次の通り申請する。

1 補助事業を〔中止〕
〔廃止〕しようとする理由

2 〔中止〕
〔廃止〕しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	補助金額

番 号
年 月 日

（ 消 防 庁 長 官 ）
（ 都 道 府 県 知 事 ）

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災設備災害復旧費補助事業の遅延報告について

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度消防
防災設備災害復旧費補助事業について

（ 事業が予定の期間内に完了し難くなった
事業が年度内に完了し難くなった
事業の遂行が困難となった ）ので、消防防災設備災害復旧費補助金交
付要綱第11条の規定に基づき報告する。

1 （ 予定の期間まで ）に完了しない理由（補助事業の遂行が困難となった場合を含む。）
（ 年 度 内 ）

2 補助事業の施行の経過

3 契約（予定）日及び補助事業の完了予定日

補助事業名	契約（予定）日	補助事業の完了予定日	摘要

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

番 号
年 月 日

〔 消防庁長官 〕
〔 都道府県知事 〕

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災設備災害復旧費補助事業に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で申請し、 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度消防防災設備災害復旧費補助に係る補助事業につき、〔完了〕〔廃止〕〔会計年度が終了〕したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助事業の内容

補助事業名	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

2 補助事業ごとに確定を受けようとする補助金の額

(単位：千円)

補助事業名	総事業費	補助対象事業費	補助金の額
計			

3 契約の方法、契約日及び補助事業完了日

補助事業名	契約の方法	契約日	完了日

4 補助事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ 補助事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第11条第2項に規定する軽微な変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

別記様式第9

消防艇の海技士調書

氏 名	年 齢	免許の種類	左の取得年月日

番 号
年 月 日

消 防 庁 長 官

都道府県知事

年度消防防災設備災害復旧費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により報告された 年度消防防災設備災害復旧費補助事業に係る補助金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。

番 号
年 月 日

消防庁長官

都道府県知事

年度消防防災設備災害復旧費補助金の確定について（報告）

標記補助について、今回次のとおり補助金の額を確定したので、消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき報告する。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	設備の種類	配置又は 設置場所	交付決定額	確定額	確定減額
合 計					

（注）記載に当たっては、設備の種類ごとにまとめずに一件ごとに記載すること。

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

実績報告検収調書 (年度)

地方 公共 団体名	補助 対象 設備の 種類	配置 (設置) 場所	契約 年月日	補助 事業 終了 年月日	添 付 書 類									
					契約書の 写し又は 請書の写	納品書の 写又は竣 工届の写 及びその 納品日 等	検収調書 の写又は 竣工検査 書の写及 びその検 収日 等	自動車検 査証の写 及び検査 年月日	自主表示 の写	無線局免 許状の 写、特定 無線設備 の技術基 準適合証 明の写又 はこれら に準じる もの	構造図 又は 設計図	写 真	船舶国籍 証書の写 及びエン ジン部分 の刻印の 写	海技士 調書

(注) 1 地方公共団体名、補助対象設備の種類、配置（設置）場所については、補助金交付調書の記載順に記載する。
 2 契約年月日欄は設備ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は1本にまとめて記載して差し支えない。
 3 添付書類の欄は、補助事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第13

	表	6.5 cm	面
←	→	←	→
↑	第 年 月 日 発行		官 職 氏 名 年 月 日生
9 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証		
	年 月 日まで有効		
↓	総務大臣 (都道府県知事)		

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏	面
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 抜すい</p> <p>第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>〔 第26条 (略) 〕</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。</p>	

() 内は都道府県知事が発行する場合